1 1日に保育する子どもが6人以上の施設

項目	内容
イ 保育に従事す	(1)保育に従事する者の数が、満1歳未満の小学校就学前子ども概ね3人に
る者の数及び資格	つき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子ども概ね6人に
	つき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子ども概ね20人
	につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子ども概ね30人につき1人以
	上であること。ただし、当該者の数は2人を下ることはできない
	(2)保育に従事する者のうち、その総数の概ね3分の1以上は、保育士又は
	看護師(准看護師を含む。以下この条において同じ。)の資格を有する者
	(3)保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい
	名称が用いられていない
ロ 保育室等の構	(1)小学校就学前子どもの保育を行う部屋(以下「保育室」という。)、調理室
造、設備及び面積	(給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当
	を持参している場合その他の場合にあっては、食品の加熱、保存、配膳等の
	ために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。)及び便所
	(2)保育室の面積は、小学校就学前子ども1人につき概ね1.65平方メー
	トル以上
	(3)概ね1歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、概ね1歳以上
	の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保さ
	れている
	(4)保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されている
	(5)便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理
	室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できる
	(6) 便器の数は、小学校就学前子ども概ね20人につき1以上
ハ非常災害に対	(1)消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられている
する措置	(2) 非常災害に対する具体的計画が立てられている
	(3) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されている
	(4)保育室を2階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出
	入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備
	が設けられている。なお、当該建物が次の(i)及び(ii) のいずれも満たさ
	ないものである場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる設備の設置及び訓練の
	実施を行うことに特に留意されている
	(i)建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する
	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当する
	ものを除く。)である
	(ii)次の表の(い)及び(ろ)の別に、同表に掲げる設備(小学校就学前子 ドオの選挙に達した構造のものに関る)のいずれかが、1以上記はられて
	どもの避難に適した構造のものに限る。) のいずれかが、1以上設けられている
	v · ふ

項目			
ハ 非常災害に対		1	
する措置	(V)	1 屋内	
		2 屋外	階段
	(3)	に規定 構造 2 待避 3 建築	基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項 定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する の屋内特別避難階段 上有効なバルコニー 基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾 又はこれに準ずる設備 階段
	(i)建築 (ii)次の の別に、「 に限る。) 備は、い	基準法第 表に掲げ 司表に掲げ のいずれ がれも避難	(上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしている 2条第9号の2に規定する耐火建築物 る保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ) ずる設備(小学校就学前子どもの避難に適した構造のもの かが、1以上設けられている。この場合において、当該設 離上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行 ル以内となるように設けられている
	3階	(\(\nu\))	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 屋外階段
		(3)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以 上	(1)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

項目	内容
7.1	1374
ハ 非常災害に対する措置	4階 (ろ) 1 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段(ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	(iii) 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー(煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。)が設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。 (イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている (ロ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている (iv) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされている (v) 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられている (vi) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている (vi) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている

項目	内容
ニ 保育の内容等	(1)小学校就学前子ども1人1人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育
	内容が工夫されている
	(2)小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等が
	バランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分
	に配慮がなされた保育の計画が定められている
	(3)小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、か
	つ、それが実施されている
	(4)小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学
	校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でない
	(5)必要な遊具、保育用品等が備えられている
	(6)小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者
	として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長
	については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られてい
	る
	(7)保育に従事する者が保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第11
	7号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性
	の向上が図られている
	(8)小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等が
	ないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されている
	(9)小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等
	不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他
	の専門的機関と連携する等の体制がとられている
	(10)保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われている
	(11)緊急時における保護者との連絡体制が整備されている
	(12)保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等か
	ら保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学
	校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等に
	適切に対応されている
ホ 給食	(1)調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われている
	(2)小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等の状態
	を含む。) 等に配慮した食事内容とされている
	(3)調理があらかじめ作成した献立に従って行われている
へ 健康管理及び	(1)小学校就学前子ども1人1人の健康状態の観察が小学校就学前子ども
安全管理	の登園及び降園の際に行われている
	(2)身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われ
	ている
	(3)継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び1
	年に2回実施されている

項目	内容
へ 健康管理及び	(4)職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されている
安全管理	(5)調理に携わる職員の検便が概ね1月に1回実施されている
	(6)必要な医薬品、医療用品等が備えられている
	(7)小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、
	かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている
	(8)睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が
	行われている
	(9)満1歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせ
	ることとされている
	(10)保育室での禁煙が厳守されている
	(11)小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われている
	(12)事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安
	全管理が図られている
	(13)不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子
	どもの安全を確保する体制が整備されている
	(14)施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを
	利用しようとする者の見やすいところに掲示されている
	(15)施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立した
	ときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行わ
	れている
	(16)施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利
	用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関
	する契約内容等についての説明が行われている
	(17)職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿
	が整備されている

2 1日に保育する子どもが5人以下の施設

項目	内容
イ 保育に従事す	(1)保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども概ね3人につき1人以上
る者の数及び資格	である
	(2)保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を
	有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県
	知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その
	他の機関が行う研修を含む。以下同じ。)を修了した者である
ロ 保育室等の構	(1)保育室のほか、調理設備(施設外調理その他の場合にあっては必要な調
造、設備及び面積	理機能)及び便所がある
	(2)保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる
	広さが確保されている
ハその他	前号イ(3)、口(4)及び(5)、ハ(1)及び(3)、ニ(1)から(12)まで、ホ(1)から(3)
	まで並びにへ(1)から(17)までに定める事項を満たしている

3 居宅訪問型保育事業(複数の保育に従事する者を雇用している場合)

項目	内容
3 居宅訪問型保	イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども概ね1人につき原則1
育事業	人以上である
	ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者
	又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であ
	る
	ハ 第1号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びにへ
	(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合
	において、同号へ(14)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し
	書面による掲示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合
	においては、衛生面等必要な注意を払う

4 上記以外

項目	内容
4 上記以外	イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども概ね1人につき原則1
	人以上である
	ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者
	又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であ
	る
	ハ 第1号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)及び(8)並びに
	(10)及びに(11)並びにへ(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満た
	している。この場合において、同号へ(4)中「採用時及び1年に1回」とあ
	るのは「1年に1回」と、同号へ(14)中「の見やすいところに掲示」とあ
	るのは「に対し書面による提示」と読み替える。また、食事の提供を行う
	場合においては、衛生面等必要な注意を払う